

別表第1 費用対効果分析により採択する施設整備事業

対象事業名
1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 新規参入円滑化対策事業
2 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち (1) 食肉等流通合理化施設整備事業 (2) 肉豚生産基盤改善対策事業のうち ア 養豚施設等総合整備事業（機器整備に係るものを除く。） イ クランプル飼料製造施設整備事業
3 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）
4 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）
5 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち 集合搾乳施設整備事業

注1：1及び2は平成27年度までの事業である。

2：1は平成33年度、2は平成31年度までが事後評価実施年度となっている。

別表第2 年総効果額算出方法

評価対象事業名	年総効果額の算出方法
<p>1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 新規参入円滑化対策事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額） ＋生産環境改善効果額</p>
<p>2 沖縄食肉価格安定等特別対策事業のうち (1) 食肉等流通合理化施設整備事業 (2) 肉豚生産基盤改善対策事業のうち</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>
<p>ア 養豚施設等総合整備事業（機器整備に係るものを除く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆きゅう肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額）＋生産環境改善効果額</p>
<p>イ クランプル飼料製造施設整備事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋畜産関連経営体所得向上効果額＋労働時間削減効果額＋生産環境改善効果額</p>
<p>3 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業 食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものを除く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>

評価対象事業名	年総効果額の算出方法
<p>4 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 家畜市場施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策を除く。）</p>	<p>年総効果額＝畜産関連経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額、水質改善効果額）＋生産環境改善効果額＋地域雇用創出効果額</p>
<p>5 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち 集合搾乳施設整備事業</p>	<p>年総効果額＝畜産経営体所得向上効果額＋堆厩肥生産量増加効果額＋労働時間削減効果額＋地域生活環境改善効果額（衛生水準向上効果額）＋生産環境改善効果額</p>

別表第3 コスト分析により採択する施設整備事業及び当該事業による施設等の基準額

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
1 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業	a：電気牧柵（ソーラー式、ポリワイヤー2段張り） b：牧柵（有刺鉄線3段張り） c：簡易給水施設 d：簡易牛舎 e：施設の改造に必要な資材の支給	120,000円+220円/m 600円/m 120,000円/式 20(23)千円/m ² 10千円/m ²
2 食肉流通施設等設備改善支援事業のうち 食肉処理等効率化・コスト低減施設整備事業及び食鳥処理施設整備事業（衛生管理の促進に関するものに限る。） 家畜市場機能高度化等施設整備事業（家畜市場衛生対策及び家畜市場地域対策に限る。）	a：ナイフ消毒槽 b：手洗器（ナイフ消毒槽一体型） 家畜隔離所	220千円/台 400千円/台 35(42)千円/m ²
3 酪農経営支援総合対策事業のうち 中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業	a：簡易牛舎 b：施設の改造に必要な資材の支給	20(23)千円/m ² 10千円/m ²

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
地域の生産体制強化事業	施設の補改修に必要な資材の供給	10 千円/m ²
4 堆肥舎等長寿命化推進事業のうち 地域の実情に応じた堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証の取組	施設の補修に必要な資材の支給	10 千円/m ²
5 畜産経営災害総合対策緊急支援事業のうち 酪農経営災害緊急支援対策事業 肉用牛経営災害緊急支援対策事業 養豚経営災害緊急支援対策事業	a : 簡易牛（豚）舎 b : 施設の補改修に必要な資材の支給	20 (23) 千円/m ² 10 千円/m ²
6 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業のうち (1) 労働負担軽減事業	施設整備のうち建築面積の増加部分 a : 乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く。） b : 飼料原料保管施設等（附帯設備を除く。） c : 飼料調製施設（附帯設備を除く。）	成牛用 45 千円/m ² 哺育育成用 45 千円/m ² 45 千円/m ² 50 千円/m ²

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
	機械導入（附帯部分を除く。） a：搾乳ロボット（1ボックスタイプ） b：搾乳ユニット搬送レール （a）自動式（自動搬送装置1台、自動離脱装置2台） （b）手動式（自動離脱装置1台） c：自動給餌器（フィーダー本体・吊下式） d：レール式哺乳ロボット（哺乳機1台、カーフレール2台） e：哺乳ロボット（レール式以外、コンビタイプ） f：自走式配餌車（オーガ付き） g：バーンスクレーパー（スクレーパー本体1台）	32,000 千円/台 1,600 千円/式 700 千円/台 24,000 千円/台 9,000 千円/式 4,000 千円/台 4,000 千円/台 600 千円/台
(2) 後継牛預託育成体制整備事業	機械導入（付帯部分を除く。） a：自動給餌器（フィーダー本体・吊下式） b：自走式配餌車（オーガ付き） c：レール式哺乳ロボット（哺乳機1台、カーフレール2台） d：哺乳ロボット（レール式以外、コンビタイプ） e：餌寄せロボット（オーガ	24,000 千円/台 4,000 千円/台 9,000 千円/台 4,000 千円/台 3,700 千円/台

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
	なし） f：バーンスクレーパー（スクレーパー本体1台）	600千円/台
	施設の整備に必要な資材の支給 a：電気牧柵（ソーラー式、ポリワイヤー2段張り）	120,000円+220円/m
	b：牧柵（有刺鉄線3段張り）	600円/m

注1：1、3及び5の事業の基準額の括弧内は、地域の実情等やむを得ない事由により、基準額（20千円/m²）を超えて施工する必要があるとして、都道府県知事との協議を経て理事長が認めた場合に適用される額である。

2：2の事業の基準額の括弧内は、特別地域に適用される額である。

なお、特別地域とは、①豪雪地帯対策特別措置法第2条により指定された地域、②離島振興法第2条により指定された地域（小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む。）のいずれかに該当する地域をいう。

別表第4 施設整備事業以外の事業

施設整備事業以外の事業
別表第1の事業を除く全ての畜産業振興事業

別表第5 施設整備事業以外の事業のコスト分析に係る基準額

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
別表第4に掲げる事業	a：会場借料	会議等1回1日及び参加者1人当たり1,500円
	b：講師謝金	1時間当たり7,900円（大学教授級）
	c：委員等謝金	1日当たり7,900円（本省課長補佐級）

対象事業名	項目	基準額（税抜き）
	d：旅費	機構が別に定める留意事項の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについては事業実施主体等の定める規程に基づき算定した額
	e：原稿料	400字当たり 1,500円
	f：アルバイト賃金	単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。
	g：システムエンジニア	1日当たり 38,500円
	h：プログラマー	1日当たり 34,100円

別表第6 環境と調和のとれた農業生産活動規範の対象事業

対象事業名
加工原料乳生産者経営安定対策事業 酪農経営支援総合対策事業 肉用牛経営安定対策補完事業 養豚経営安定対策補完事業

畜産高度化推進リース事業 畜産特別支援資金融通事業 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 国産乳製品等競争力強化対策事業

別表第7 飼料自給率向上対象事業

対 象 事 業 名
肉用牛経営安定対策補完事業

別表第8 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業
肉用牛経営安定対策補完事業
食肉流通改善合理化支援事業
養豚経営安定対策補完事業
堆肥舎等長寿命化推進事業
畜産高度化推進リース事業
畜産特別支援資金融通事業
家畜防疫互助基金支援事業
畜産経営災害総合対策緊急支援事業
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
国産乳製品等競争力強化対策事業

別表第9 家畜共済への積極的な加入促進の対象事業

対 象 事 業 名
酪農経営支援総合対策事業のうち
中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業
地域の生産体制強化事業
乳用牛改良増殖推進事業
肉用牛経営安定対策補完事業のうち
肉用牛生産基盤強化対策事業

養豚経営安定対策補完事業 畜産経営災害総合対策緊急支援事業 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
--

別表第10 事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となる場合の報告代替措置の対象事業

対 象 事 業 名
加工原料乳生産者経営安定対策事業
酪農経営支援総合対策事業のうち
中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業
酪農経営安定化支援ヘルパー事業
乳用牛改良増殖推進事業
地域の生産体制強化事業
肉用牛経営安定対策補完事業のうち
地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業
養豚経営安定対策補完事業
畜産特別支援資金融通事業
畜産副産物適正処分等推進事業のうち
肉骨粉適正処分対策事業
酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
国産乳製品等競争力強化対策事業のうち
国産チーズ生産奨励事業